

○経済産業省告示第 号

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）別表第一第二表の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和三年経済産業省告示第九号）の全部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 萩生田光一

ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成26～令和2年度平均
全産業自己資本利益率	9.45	9.24	9.78	10.75	10.38	9.20	7.55	
公社債利回り実績値	0.51	0.36	0.03	0.13	0.13	-0.01	0.05	
自己資本報酬率適用率	6.77	6.58	6.86	7.56	7.31	6.44	5.30	6.69

(β値：0.7) | | | | | | | | | | (A)

(事業者の経営状況を反映するための年限 7年)

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利率 (B)	1.00
平均実績有利子負債利率 (B) (格付格差 (0.06%) 補正後)	1.06

(参考) 事業報酬率 ((A) × 35% + (B) × 65%)

ガスメーター取付数30万個以上の事業者	2.99
ガスメーター取付数30万個未満の事業者	3.03